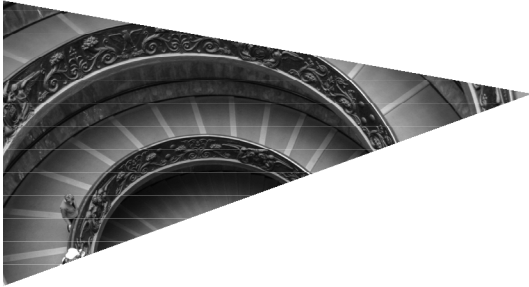


# Japan Business Services

The Netherlands



## JBS Newsletter

1. オランダ税務	2 頁
1-1 2011年度オランダ税制改正アップデート	
2. 移転価格	3 頁
2-1 平成 23 年度税制改正案－ 移転価格税制の見直し	
2-2 イタリアにおける文書化関連規則	
3. VAT	5 頁
3-1 域内のチェーン取引のVAT取り扱いについて	
3-2 イベント事業とVATに関わる新法案	
4. ヒューマンキャピタル	6 頁
4-1 WGA(就労不能給付金保険)掛け金	
5. 国際会計基準	7 頁
5-1 リース会計に関する公開草案の公表	
6. 法務	8 頁
6-1 会社設立法案と規制廃止	
6-2 会社合併と分割の際の必要書類の簡素化	



# 1. オランダ税務

## 1-1 2011 年度オランダ税制改正アップデート

2011 年 1 月 1 日、企業、投資家の経済活動を活性化させ、企業の税務ポジションを改善する為に、減税制度を含むいくつかの興味深い税規定がオランダ国政府より施行されました。加えて、脱税対策としていくつかの乱用防止規定が導入されました。

外国投資家にとって重要な規定としては下記が挙げられます。

- ▶ 法人税率が 0.5%引き下げられ 25%となりました。最初の 200,000 ユーロまでの所得に適用されていた暫定軽減税率 20%が、恒久的に適用されることになりました
- ▶ 従来の 1 年間に替わって 3 年間に遡って可能な繰戻し還付制度は、2011 年も引き継ぎ、延長されることになりました。(税申告時に)3 年間の繰戻し還付を選択した場合は、繰越控除期間は 9 年間ではなく、6 年間となります。3 年間の繰戻し還付を選択した場合は、繰戻し額に上限があります
- ▶ 暫定的であった四半期 VAT 申告制度が、月次申告制度に代わり恒久的制度となりました
- ▶ 2009 年及び 2010 年に行われていた特定投資に適用できる加速度償却制度が、2011 年末まで延長されました。従って、特別投資に該当する事業資産は、2 年で減価償却が可能となります。
- ▶ イノベーションボックス課税制度で、研究開発活動と認定された活動により得た所得および利益に 5%の法人税の軽減税率が適用される規定があります。この 5%軽減税率の規定は、一定の条件を満たすことにより実際の特許認可取得以前に発生した利益にも適用されます(特許申請を適切に提出した後に適用可)。
- ▶ 研究開発推進のための暫定的な自由化制度は、更に一年延長されます。これによりオランダ政府は、企業の研究開発に係る人件費の一部を、賃金税および社会保障負担額を減額する形で、払い戻しを行います。
- ▶ 不動産企業への乱用防止対策
- ▶ 利益および損失企業への乱用防止対策



## 2. 移転価格

### 2-1 平成 23 年度税制改正案—移転価格税制の見直しについて

平成22年12月16日に政府税制調査会により取りまとめられた「平成23年度税制改正大綱」が公表されました。本ニュースレターにおいては、平成23年度税制改正大綱のうち、移転価格税制における主な改正・見直し事項をご紹介します。

#### 1) 独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し

現行の税制では、基本三法(独立価格比準法、原価基準法及び再販売価格基準法)がその他の方法に優先して適用されることになっていますが、平成22年7月にOECD 移転価格ガイドラインが米国財務省規則と同様に Best Method Rule を採用したことに伴い、現行の独立企業間価格の算定方法の適用順位を廃止し、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正されます。

なお、独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、現行の利益分割法の下位分類として同ガイドラインにおいて認められている算定方法(比較利益分割法、寄与度利益分割法、及び残余利益分割法)が同項の改正により明確化される見込みです。

上記の改正は、平成23年10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

#### 2) 独立企業間価格幅(レンジ)の取扱いの明確化

国外関連者間取引の価格等が、レンジの中にある場合には、移転価格課税を行わないこと、また、レンジの外にある場合には比較対象取引の平均値に加え、その分布状況等に応じた合理的な値(例えば、中位値)を用いた独立企業間価格の算定もできることが事務運営指針等において明確化されます。

#### 3) シークレットコンパラブルの運用の明確化

納税者の予見可能性を確保する観点から、シークレットコンパラブル(類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報)が適用される場合の具体例やシークレットコンパラブルを用いる際は守秘義務の範囲内でその内容を説明することが事務運営指針等に規定され、明確化されることになりました。

#### 4) その他

同ガイドラインの改定を踏まえた運用上の必要な見直しを行うとともに、先日署名が行われた日蘭租税条約

等において仲裁制度が導入されたことを踏まえ、仲裁の申立手続等に関する規定の整備が行われます。

\*\*\*\*\*

### 2-2 イタリアにおける文書化関連規則

2010年9月29日付でイタリアの税務当局は、移転価格文書化に関する規則を公表しました。又、昨年12月15日付で9月の移転価格文書化に関する規則を補足する通達(Circular Letter No.58/E)を公表しました。

#### 1) 概要

イタリアの移転価格文書化に関する規則は、いわゆるドキュメンテーションルール(文書化の義務規定)ではないものの、所定の方法に従って移転価格の文書化を行っている企業については、通常、否認金に対する税額の100%~200%とされているペナルティが免除されることが明記されています。

#### 2) 適用対象と文書の種類

	Master File	Country Specific Documentation
Affiliate Company	X	O
Holding Company	O	O
Sub-holding Company	O	O

イタリアの移転価格文書化に関する規則は、企業をその形態により3つに分類し、その分類に応じて企業はマスター・ファイル、又は(及び)カントリー・ドキュメンテーションの作成が求められています。なお、日系企業に多いAffiliate Company(多国籍企業のイタリア子会社)に該当する企業は、カントリー・ドキュメンテーションのみの作成が求められています。移転価格文書は、原則原則、イタリア語での作成が求められており、税務当局から移転価格文書の提出の要請があった日から原則、10日以内に法人の代表者が移転価格文書の各ページに署名を行った後、電子ファイル形式にて提出することが求められています。また、文書は原則、毎年作成することが求められています。

#### 3) 移転価格文書の整備の通知

ペナルティ免除の適用を受けるためには、法人税の申告書に上述の移転価格文書を作成している旨を明示することが求められています。なお、過年度に関してペナルティの免除の適用を受けるためには、2010年12月28日までに移転価格文書を作成している旨を税務当局に通知することとなっていますが、一定の条件の

下、期限の延長や移転価格文書が一部未完成であっても完成しているとみなした上で税務当局に通知を行いペナルティ免除の適用を受けることが可能となっております。

#### 4) カントリー・ドキュメンテーションの記載事項

イタリアの移転価格文書化に関する規則では、移転価格文書に記載が求められている項目が詳細に明記されており、その内容に従って文書化を行わなければペナルティの免除の適用が受けられないことになっています。以下にその概要をご紹介します。

<ul style="list-style-type: none"><li>1. 会社の概要</li><li>2. 事業分野</li><li>3. 会社の事業構造</li><li>4. 会社の事業戦略</li><li>5. 関連者間取引<ul style="list-style-type: none"><li>5.1 取引の概要</li><li>5.2 コンパラビリティ・アナリシス</li><li>5.3 移転価格算定方法</li></ul></li><li>6. コスト・シェアリング契約<ul style="list-style-type: none"><li>6.1 参加者、対象、期間</li><li>6.2 コスト・シェアリングの対象となる活動の範囲</li><li>6.3 コスト・シェアリング契約の各参加者の将来予測便益の測定方法等</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>6.4 コスト・シェアリング契約の各参加者の貢献割合の測定方法等</li><li>6.5 コスト・シェアリング契約への参加・脱退に関する手続き等</li><li>6.6 事業環境の変化に伴うコスト・シェアリング契約の変更、調整的支払い等の取決め</li><li>6.7 コスト・シェアリング契約の期間変更に関わる取決め</li></ul> <p>添付資料1: 取引フローチャート 添付資料2: 契約書</p>
---	--

### 3. VAT

#### 3-1 域内のチェーン取引のVAT取り扱いについて

欧州司法裁判所はEuro Tyre Holding BVのケースについての判決を発表しました。この判決は今後域外との今後の三角(チェーン)取引(A-B-C 取引)に関する税務に影響を与えると見込まれています。

この判決では域外との三角(チェーン)取引(A-B-C 取引)において業者Bが商品の輸送を手配するケースに対して、VAT率0%を適用する決定がなされました。従来の判定ではB国の仲介業者が購入した商品を、A国の業者がB国の顧客まで直接発送する場合に関しては、取引の一部に関しては域内の取引とみなしVAT0%が適用され、もう一部分の取引に関しては国内の取引とみなされていました。しかし法廷ではB国の仲介業者が発送を手配する限りは、取引の選択についての規定はありませんでした。

Euro Tyreの判例では、VAT0%が適用されるための条件が明らかにされました。例えば、商品の経済的所有権が移った時、商品がA国域内を出国したとA国の業者が証明した時などが挙げられます。

この判決により、今後は域外との三角(チェーン)取引では発送手配、配達条件に焦点が置かれる事が予想されます。VAT番号を照合し、B国の仲介業者の提供する商品に関する情報を事前に調査する事の重要性が増し、発送前に仲介業者からの商品情報、発送先の情報を漏れないように確認する事が今後の域外との三角(チェーン)取引においてリスク回避に役立つと考えられます。

\*\*\*\*\*

#### 3-2 イベント事業とVATに関わる新法案

2011年1月1日より文化、芸術、スポーツ、科学、教育、娯楽などのサービスに対する企業間取引上においてのVATの取り扱いに関する新案が適用開始されます。現行ではイベント開催の際に開催国内においてVATが課税されるのに対し、新法では興行を行う外国企業に課税されることとなります。従って、その会社の所在国においてVATが課税されることになり、VAT税率を下げ、VATを控除することが可能となります。法人は欧州内の顧客に対し提供したサービスを記載したEC営業リストを申請する必要があります。

また、この法は、個人にも適用されます。ただし、入場料に関しては例外的にイベント開催国での課税となります。“入場料”の定義についてはまだ最終決定がされておらず、最新の草案では、“入場料”とは上映会、展示会、その他の文化、スポーツ、教育的イベントへの入場のための料金と定義されています。現在の段階ではまだ、新案は確定しておらず、また、EU各国の規定がEU規則と対応していないので、該当国の法令と照らし合わせ、国別対応を行う必要があります。



## 5. 国際会計基準

### 5-1 リース会計に関する公開草案の公表

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2010年8月にリース会計に関する公開草案を公表し、今年の6月に最終基準書を公表予定です。今回の草案によるリース会計の変更により、多くの企業に影響を及ぼすと考えられています。このリースに関する基準は、2013年以降からの適用開始が見込まれています。

#### 1) 借手の会計処理

- ▶ 全てのリース取引に係る資産 (以下、「原資産」) について使用権 (以下、「使用権資産」) 及び、リース料の支払義務に係る負債を認識します
- ▶ リース料支払義務は、リース開始時にリース期間、偶発的なリースの有無、リース期間のオプションに係る違約金、残存価値保証を加味したリース料の予測値を借手の追加借入利率を用いて現在価値に割引いて測定します
- ▶ 借手は、上記リース料の算定に用いた各項目の再評価を每期、行う必要があります。当該項目の変動に応じて、使用権資産、負債の簿価を調整し、また当期に係るものについては、損益として認識します
- ▶ 支払リース料は、償却後の使用権資産を基に算出されます

#### 2) 貸手の会計処理

IASB は、リース取引における貸手に対して、状況に応じた 2 つの会計モデルを提案しています。原資産に関する重大なリスク、または便益が貸手に帰属する場合に履行義務モデルが適用され、原資産に関する重大なリスク、または便益が貸手に帰属しない場合には、認識中止モデルが適用されます。認識中止モデルは、貸手のリース資産の一部を実質的に譲渡していると捉え、リース開始時において予測される影響を認識します。

#### 3) 適用日及び移行措置

IASB は、移行措置として新基準を簡便的な方法で遡及適用することを公開草案にて提案しています。既存のリース取引について規定適用外になるわけではない点にご留意下さい。

### 4) ビジネスへの影響

公開草案により、借手に対して下記のような影響が出る事が予想されます。

- ▶ 追加負債の認識による資本比率の低下
- ▶ 現行のオペレーティング・リースについて、リース関連費用が現状よりも前倒しで計上されることによる影響
- ▶ リースに係る会計処理変更による EBITDA やキャッシュフロー等の改善効果

また、公開草案による貸手への主な影響として、現行のオペレーティング・リースで前倒しで認識されている利益がある場合への影響があります。その他の影響につきましては、各リース契約の状況により個別検討が必要になります。

また、リース料支払義務の測定や再評価の際に必要なデータや係数の集計方法やシステムの再構築が必要になる可能性があります。

今回公表された公開草案は、まだ最終のものではありませんが、リースの会計処理に係る今回の変更点が各社に与える影響について十分に把握しておく事が望まれます。

## 6. 法務

### 6-1 会社設立法案と規制廃止

会社法の新法案が上院を通過し、BV(有限責任株式会社)、NV(公開株式会社)、ES(欧州会社)などの法人の設立の簡易化が見込まれています。

現在、各種会社設立と資本金の変更や合併の際に関してはオランダ法務省から適格証明(Certificate of No Objection)を取得する必要がありますが、新法案が採択されると、この適格証明の取得の必要がなくなり、申請の際の時間短縮と簡素化が見込まれています。新法の実施は2011年7月1日を予定しています。

会社法の新法案が上院を通過し、BV(有限責任株式会社)、NV(公開株式会社)、ES(欧州会社)などの法人の設立の簡易化が見込まれています。

現在、各種会社設立と資本金の変更や合併の際に関してはオランダ法務省から適格証明(Certificate of No Objection)を取得する必要がありますが、新法案が採択されると、この適格証明の取得の必要がなくなり、申請の際の時間短縮と簡素化が見込まれています。新法の実施は2011年7月1日を予定しています。

\*\*\*\*\*

### 6-2 会社合併と分割の際の必要書類の簡素化

最新のEU(欧州連合)指令の会社合併と分割について変更が入りました。この指令は株主その他、すべての利害関係者の権利を最低限保護しながらも、会社側の事務手続き上の負担を減らそうとするものです。この法案が通過すれば、合併する会社が関係者に提供する報告書や書類の一部の提出の必要がなくなる可能性もあります。

#### 1) 提出の必要のなくなる書類例

取締役会作成の合併、分割に関する議事録／報告書、仮決定の際の報告書

#### 2) 合併に関して

新法案では親子会社合併の際に合併決議を子会社の役員会でも採択する選択肢が追加される予定です。

### 3) 分割に関して

買収する側の会社の取締役会で行われる分割の決議が、分割する側の会社の取締役会でも決定する事ができます。そのための条件として

- ▶ 買収する会社はBVかNVであること
- ▶ 買収する会社は分割時に法人であること
- ▶ 分割する会社が買収する会社の単一株主であること

新法案の正確な施行時期については現在のところ、明らかになっておりません。

#### Holland Van Gijzen

Holland Van Gijzen is a Dutch law firm established in five cities in the Netherlands (Amsterdam, The Hague, Eindhoven, Rotterdam, and Utrecht) and with legal desks in New York and London. Holland Van Gijzen employs over 150 lawyers and civil law notaries and is specialized in corporate and commercial law, banking and finance, mergers and acquisitions, employment and pension law, intellectual property, technology and other areas of law which relate to the corporate environment. Holland Van Gijzen has a strategic alliance with Ernst & Young Tax Advisers LLP in the Netherlands. Additionally, Holland Van Gijzen is a member of an international best friend's relationship network which consists of over 2,500 lawyers employed by leading law firms around the world.

**HOLLAND VAN GIJZEN**  
ATTORNEYS AT LAW AND  
CIVIL LAW NOTARIES

**Contacts お問い合わせ****JBS:**

富永 英樹 +31 (0)88 4071723  
Partner, JBS [hideki.tominaga@nl.ey.com](mailto:hideki.tominaga@nl.ey.com)

谷津 剛 +31 (0) 88 4071649  
Senior Manager, JBS/TP&TESCM [takeshi.yatsu@nl.ey.com](mailto:takeshi.yatsu@nl.ey.com)

**税務:**

Dick Hoogenberg +31 (0)88 4071419  
Partner, Tax [dick.hoogenberg@nl.ey.com](mailto:dick.hoogenberg@nl.ey.com)

Erwin Sommeling +31 (0)88 4071907  
Director, Tax [erwin.sommeling@nl.ey.com](mailto:erwin.sommeling@nl.ey.com)

高橋 真由美 +31 (0) 88 4071146  
Consultant, Tax [mayumi.takahashi@nl.ey.com](mailto:mayumi.takahashi@nl.ey.com)

**移転価格:**

Jeroen Kuppens +31 (0)88 4071419  
Director, TP&TESCM [jeroen.kuppens@nl.ey.com](mailto:jeroen.kuppens@nl.ey.com)

**VAT:**

Folkert Gaarlandt +31 (0) 88 4071676  
Partner, Indirect Tax [folkert.gaarlandt@nl.ey.com](mailto:folkert.gaarlandt@nl.ey.com)

Boyan Kirchev +31 (0) 88 4071584  
Sr Consultant, Indirect Tax [boyan.kirchev@nl.ey.com](mailto:boyan.kirchev@nl.ey.com)

**ヒューマンキャピタル:**

Saskia van der Zande +31 (0) 88 4071648  
Partner, HC [saskia.van.der.zande@nl.ey.com](mailto:saskia.van.der.zande@nl.ey.com)

Peter van Doorn +31 (0) 88 4071024  
Manager, HC [peter.van.doorn@nl.ey.com](mailto:peter.van.doorn@nl.ey.com)

山口 陽子 +31 (0) 88 4071154  
JBS/HC [yoko.yamauchi@nl.ey.com](mailto:yoko.yamauchi@nl.ey.com)

**国際会計基準:**

Bart Korthouwer +31 (0)88 4071584  
Senior Manager, FAAS [bart.korthouwer@nl.ey.com](mailto:bart.korthouwer@nl.ey.com)

**法務: (Holland Van Gijzen)**

Carel Hilferink +31 (0) 88 4070415  
Partner, Law [carel.hilferink@hollandlaw.nl](mailto:carel.hilferink@hollandlaw.nl)

Pieter Sopar +31 (0) 88 4070459  
Attorney-at-law [pieter.sopar@hollandlaw.nl](mailto:pieter.sopar@hollandlaw.nl)

**About Ernst & Young**

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit [www.ey.nl](http://www.ey.nl) or [www.ey.com](http://www.ey.com)

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity

Ernst & Young, Antonio Vivaldistraat 150 1083HP Amsterdam,

© Ernst & Young 2010. Published in the Netherlands All Rights Reserved.

Information in this publication is intended to provide only a general outline of the subjects covered. It should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for making decisions, nor should it be used in place of professional advice. Ernst & Young accepts no responsibility for any loss arising from any action taken or not taken by anyone using this material.